中野区立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の考え方

１　不当な差別的取扱いの禁止

学校職員は、事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをしてはならない。この場合において、学校職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

２　合理的配慮の提供

学校職員は、事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。この場合において、学校職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

３　校長等の責務

障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処するとともに、監督する学校職員に対して、次の事項を実施する。

⑴　日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせる。

⑵　障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認させる。

⑶　合理的配慮の必要性がある場合、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導する。

４　相談体制の整備等

⑴　相談窓口を教育委員会事務局子ども教育経営分野に置く。

⑵　相談者から不当な差別的取扱い等の相談があった場合は、事実の詳細その他必要な情報を聴取し、事実確認をした上で、対応状況が適切であるか否かについて、区における検証を行う会議を開催し、必要があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止を図る。

⑶　区立学校において提供した合理的配慮については、集約し、相談者のプライバシーに配慮した上で、学校職員間で情報共有を図り、以後の相談等において活用する。

⑷　区立学校の取り組みを区の設置する第三者機関により、点検・評価を行う。

５　研修及び啓発

学校職員に対し、必要な研修を行い障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等により、意識の啓発を図る。